

令和 7 年 7 月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和7年7月25日（金） 午後1時30分

2. 開催場所 勝山市役所3階 第1会議室

3. 出席委員 農業委員12名 農地利用最適化推進委員9名

会長	1 番	松村	勘兵衛
会長職務代理	2 番	廣瀬	介治
農業委員	3 番	斎藤	勝
	4 番	滝本	和子
	5 番	島田	幸治
	6 番	山口	清
	7 番	多田	充江
	8 番	山口	拓雄
	9 番	田中	政男
	10 番	長谷川	敬祐
	11 番	吉田	武博
	12 番	竹内	富美子

農地利用最適化推進委員

1 番	横山	定守
2 番	坂上	信雄
3 番	田中	昭司
5 番	川原	龍夫
6 番	山本	清隆
7 番	松田	数実
8 番	林	博史
9 番	長谷川	晶俊
10 番	斉藤	清美

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 4 番 山内 文寛

ウ. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第14号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	一部可決
議案第15号	農用地利用集積等促進計画（案）について（農地中間管理事業）	可決
議案第16号	現況証明願いについて	可決
議案第17号	農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供について	可決

（報告事項） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
農地法第18条第6項の規定による通知について
農地の転用事実に関する照会の回答について

6. 農業委員会事務局 事務局長 小池 賢史 局長補佐 森石 義浩 係長 山本 典子

7. 議事

事務局長

ただいまから、令和7年7月定例農業委員会を開催いたします。また、山内委員は欠席の旨お伺いしております。

それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(あいさつ)

本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。委員各位には慎重な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

事務局長

ありがとうございます。では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長（松村会長）

これより本日の会議に入ります。事務局より7月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を、3番 斎藤 勝 委員、4番 滝本 和子 委員の両名にお願いします。これより議事に入ります。

日程第1 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長（松村会長）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
①について 吉田委員 より報告をお願いします。

吉田委員

7月22日に山口拓雄委員と現地を確認して参りました。資料のとおりこの近辺は稲作をしていませんが、譲受人は稲作専門の方なので、何とかこの荒地も稲作かソバかでカバーしてくれるのではないかと、思っています。以上です。

議長（松村会長）

②、③について 山口拓雄委員 より報告をお願いします。

山口委員

7月22日に吉田委員と現地を確認して参りました。②について広い地面ですが野菜等を作って使うそうです。③については、十分に営農できるものと思います。

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

田中委員

③について3,477㎡となっていますが、1筆ですね。図面を見ますとかなり入り組んでいるのですが、複数の筆をまとめて1枚にしているのではないですね。

事務局

資料の11頁をご覧くださいますと、公図がございまして1筆となっております。このように広い面積の筆でございます。

議長（松村会長）

公図の他の面積は小さいですが、これだけどういふ加減か広い面積ですね。

他にございますか。ないようですので、これより採決いたします。議案第13号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員

異議なし

議長（松村会長）

それでは、議案第13号 は、原案どおり承認することに決しました。

つづきまして、日程第2 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいておりますので、吉田委員 より報告をお願いします。
吉田委員	①について現地を確認したところ、道より大分低くなっています。写真のとおり道の際に水路が通っておりまして、土盛りして資材置場を造るということですが、どういう土盛りの仕方をするのかがわからないので、土盛り後の水路の確認を事務局でやってもらった方がいいと思います。 ②について砂利採取とのことですが、現地を確認したところ、周りに迷惑をかけるようなものではないので、良いかなと思います。 ③について北電の資材置場ですが、今年は稲が作っておりまして、秋以降、稲刈りが終わってから資材置場として利用するようで、周りに迷惑をかけるような場所ではないと思いますので、よろしくお願いします。
議長（松村会長）	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。
田中委員	①については、永年ではなくて一時転用となるのではないのでしょうか。
事務局	申請者も永年転用で申請しております。申請地は農業振興地域内の農用地ではない土地ですので、永年転用が可能な土地でございます。
田中委員	農地で永年転用ということはない。調べてみてください。
事務局	確認させていただいて、定例会が終わるまでに回答いたします。
議長（松村会長）	それでは、議案第14号 は、保留します。
	つづきまして、日程第3 議案第15号 農用地利用集積等促進計画（案）について を議題とします。事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第15号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第15号 は、原案どおり承認することに決しました。
	つづきまして、日程第4 議案第16号 現況証明願いについて を議題とします。事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいておりますので、吉田委員より報告をお願いします。
吉田委員	①について写真のとおり建物が建っておりまして、間違いなく非農地でございます。
議長（松村会長）	②について 山口拓雄委員 より報告をお願いします。
山口委員	写真のように宅地となっており、非農地で間違いございません。
議長（松村会長）	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第16号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第16号 は、原案どおり承認することに決しました。

議長（松村会長）	つづきまして、日程第5 議案第17号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供について を議題とします。事務局より説明願います。
事務局	（説明）
	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第17号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第17号 は、原案どおり承認することに決しました。 では戻りまして、議案第14号の保留の件について、事務局より説明願います。
事務局	議案第14号の1番の件でございますが、確認しましたところ、農業振興地域内の農用地ではございません。第2種農地となりますので永年転用ができると考えます。なお隣接地の防除については、境より1mの間を空けて土盛りをいたします。以上でございます。
田中委員	登記簿が田とか、現況は田でないということですか。
事務局	現況は農地でございます。
田中委員	一時転用の3年だと思いますが。永年転用というのは何の資料で言われているのですか。
事務局	永年転用とは、例えば、集落内の農地に家を建てるというような方は皆さん永年転用されて、第2種農地として許可をしています。それと同様に考えていただければと思います。
田中委員	永年転用というのは絶対にないのです。一時転用をして3年ごとに申請をするのならわかりますけれども、永年転用というのは絶対にないと思いますが。
事務局	例えば農地に住宅を建てるような場合、皆さん、農地を永年転用されています。それと同じように考えていただけますといいかなと思います。
田中委員	永年転用とするなら、地目に田とあるのを例えば非農地に申請してから永年転用するのならわかりますけれども、田となっていますし。
事務局	田を田ではなくするのが転用ですので、現況は田であってしかるべきです。
田中委員	登記簿は田でしょ。現況も田でしょ。それ以外何があるの。農地の売買っていうのは農業をされていない方はできない。相続以外は。相続は子供が農業をしていなくてもできる。財産だから。相続でも子供がいなくてもある。そういう場合は、名義変更することもできる。それ以外はできないはずですよ。
事務局	今回の議案で言いますと、議案書に書かれていますとおり第2種農地でございます。農地は第1種、第2種、第3種とございまして、第1種は土地改良をしてあるような非常に条件の良い農地を指します。第2種は集落の中にあるような細々とした土地改良のされていない、農業振興地域内の農用地以外の農地を指します。第3種農地は用途地域と言いまして、市街地の中にある農地を指します。 今回の伊波は、第2種農地の扱いになります。繰り返しになりますが、「集落の中の農地に家を建てたいんだ」という申請がこれまでもあったかと思いますが、その場合にも永年転用をお認めして参りました。それと同様に考えていただけるといいかなと思います。
議長（松村会長）	採決できますか。
田中委員	これはできませんね。第1種、第2種、第3種農地っていうのは農地転用はできませんよ。砂利採取とか資材置場の一時転用っていうのは3年以上はできません。私はそのように思っています。

島田委員	農地転用をして農地ではなくして、貸すというだけの話ですね。
事務局	そうです。
田中委員	農地転用をする場合は、必ず農業委員会に出さないといけないんですよ。
事務局	そうです。
田中委員	この件も3年であれば問題ないと考えます。
議長（松村会長）	申請者は永年ということで申請しておりますが、農業委員会としては一旦申請者に確認をして改めて申請をしてもらうということにしたいと思います。それでは議案第14号の1番については保留いたします。2番、3番について採決いたします。2番、3番について異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、2番、3番については、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 1番については、申請者に確認をしてどういう扱いとするか決定したいと思います。 次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。ないようですので農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。ないようですのでその他に入ります。事務局よりお願いいたします。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	今回の定例農業委員会について、事務局より説明願います。
事務局	今回の農業委員会は、令和7年8月25日（月）午後1時30分から、勝山市役所3階 第1会議室にて、予定しております。よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	以上で、本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。ご協力いただきありがとうございました。では、進行を事務局にお戻しします。
局長	松村会長、ありがとうございました。以上で7月定例農業委員会の全体会議が終了いたしました。廣瀬職務代理より閉会のことを申し上げます。
廣瀬職務代理	閉会の言葉

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長

松村 幸衛

3番

斎藤 勝

4番

清水 和子